

消防署からのお知らせ

「催しで火気器具等を使用する際の消火器設置」の義務付け



平成25年8月、多数の死傷者が発生した福知山花火大会
火災を踏まえ、「催しで火気器具等を使用する際の消火器設置」
について、義務化されました。

(消防法施行令の一部改正)

火気器具を使用する露店主等の消火器設置・届け出の義務化

催しにおいて火気器具等を使用する場合は、消火器（住宅用消火器を除く）の設置と
火災予防条例による消防署への届け出が義務付けられました。

火気器具等とは、コンロやグリル、ストーブや発電機等が該当します。

該当する方は、事前に下記にお問い合わせください。



お問い合わせ ・ 気仙沼消防署予防係 ： (0226) - 22 - 6687

・ 気仙沼みなとまつり

実行委員会事務局 ： (0226) - 22 - 4600